

3月25日(水)より新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの瑞穂市在住の方へ、緊急貸付の申請を受付けます。

申請をされる方は必要書類等をご準備いただき、あらかじめ下記連絡先までご連絡の上、ご来会日時をお知らせください。

*ご連絡が無く、来会されましてもご対応ができないことがありますのでご了承ください。

<生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付 必要書類>

- 住民票(世帯全員記載、本籍あり)
- 印鑑(実印)
- 運転免許証、健康保険証(又はその他身分証明ができるもの)
- 振込先通帳(直近6か月程度の取引内容の記帳があるもの)
- 銀行届出印
- 収入減少や失業したことが確認できる書類
 - 給与所得者の方
 - ◇ 給与明細書(直近3か月以上)
 - ◇ 会社からの通知
 - ◇ 通帳 等
 - 自営業者、フリーランスの方等
 - ◇ 売上減少のわかる帳簿、売上減少のわかる通帳 等

<お問い合わせ先>

社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会
福祉総合相談センター
TEL 058-327-8610